

【下請法 違反行為事例】(「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」より)

A:親事業者
B:下請事業者

| | | 製造委託 | 修理委託 | 情報成果物作成委託 | 役務提供委託 |
|------|----------|---|---|---|--|
| 受領拒否 | 受領態勢 | | AはBに革小物の修理を委託。 繁忙期のため、Aの受領態勢が整わないことを理由に、予め定められた納期にBが修理した革小物を受領しなかった。 | | |
| | 取引先等の都合 | AはBに金属製品の製造を委託。 Aの取引先から納品延期を求められたことを理由に、予め定められた納期にBが製造した金属製品を受領しなかった。 | | AはBに対してHPの制作を委託。 発注元からの仕様変更を理由に、Bが当初の仕様に従って制作したHPのデータを受領しなかった。 | |
| | | AはBに建装材の製造を委託。 Aの販売先が倒産したことを理由に、予め定められた納期にBが製造した建装材を受領しなかった。 | | | |
| | 仕様変更 | | | AはBにシステムプログラムの開発等を委託。 仕様を変更したことを理由として、予め定めた納期にBが当初の仕様に従って開発したプログラムを受領しなかった。 | |
| | その他 | | | Aは、継続的に放送されるアニメーションの原画の作成をアニメーション制作者(B)に委託。 視聴率の低下に伴い放送が打ち切られたことを理由に、Bが作成した原画を受領しなかった。 | |
| 支払遅延 | 支払制度 | AはBに自動車部品の製造を委託。 「毎月25日納品締切、翌々月5日支払」の支払制度を採っているため、Bの給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。 | | | AはBに森林の管理及び立木の伐採作業を委託。 Bと予め書面で合意していないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たったことを理由に、Bに対し、予め定められた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。 |
| | 請求書の提出遅れ | | | | AはBに貨物の運送を委託。 Bからの請求書の提出が遅れたことを理由に、Bが役務を提供したにもかかわらず、予め定められた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。 |
| | 事務処理の遅れ | | | AはBに放送番組等の制作を委託。 Aの事務処理が遅れたことを理由に、Bの給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。 | |

【下請法 違反行為事例】(「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」より)

A:親事業者
B:下請事業者

| | | 製造委託 | 修理委託 | 情報成果物作成委託 | 役務提供委託 |
|----|-----------|---|--|--|--|
| 減額 | 新単価の遡及適用 | AはBに自動車等の部品の製造を委託。単価引下げの合意前に発注した部品について、引下げ後の単価を遡って適用することにより、引下げ前の単価と引下げ後の単価との差額に相当する額を差し引いて下請代金を支払った。 | | | |
| | 原材料の支給遅れ等 | Aからの原材料等の支給の遅れ又は無理な納期指定によって生じた納期遅れ等を、Bの責任によるものとして下請代金の額を減ずること。 | | | |
| | 振込手数料の負担 | | | AはBにプログラムの作成等を委託。下請代金をBの銀行口座に振り込む際の手数料をBが負担する旨書面で合意していないにもかかわらず、下請代金の額から振込手数料相当額を差し引いた。 | |
| | 取引先の都合 | | | AはBに機器管理ソフトウェアのプログラムの作成を委託。顧客から一部のプログラムをキャンセルされたことを理由に、そのキャンセルされたプログラムの対価に相当する額を下請代金から差し引いた。 | |
| | 協力金等 | | | | AはBに港湾運送等を委託。「協力金」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額又は一定額を下請代金から差し引いた。 |
| | 1円以上の切り捨て | | AはBに自動車の修理業務を委託。支払時に100円未満の端数を切り捨てることにより、下請代金の額を減じた。 | | |
| 返品 | 期間終了商品入替 | AはBに土産品等の製造を委託。売れ残った商品について賞味期限切れ等を理由に、Bに引き取らせた。 | | | |
| | | AはBに衣料品等の製造を委託。Aの店舗における商品の入替えを理由に、Bに衣料品等を引き取らせた。 | | | |
| | 受入検査 | Aは、納入された製品の検査を行っていない場合に、Bから製品を受領した後に、不良品であることを理由として引き取らせた。 | | | |
| | 取引先の都合 | | | Aは、Bに制作を委託した広告について、一旦受領したにもかかわらず、取引先からキャンセルされたことを理由として、Bに引き取らせた。 | |

【下請法 違反行為事例】(「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」より)

A:親事業者
B:下請事業者

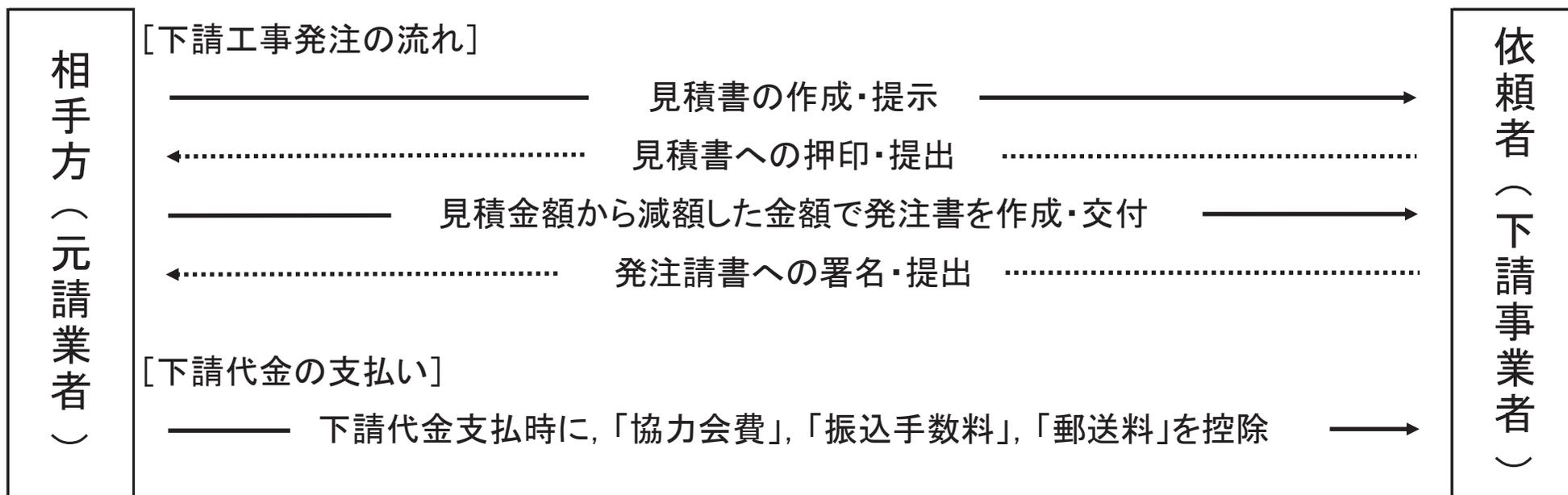
| | | 製造委託 | 修理委託 | 情報成果物作成委託 | 役務提供委託 |
|---------------------------------|----------|---|------|---|--|
| 買 い た た き | 量産品の単価 | Aは、Bに製造を委託している部品について、量産が終了し、補給品として僅かに発注するだけで発注数量が現状大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価により通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。 | | | |
| | 代金据置 | | | | AはBに貨物の運送を委託。Bが燃料価格の高騰や労務費の上昇を理由に単価の引上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。 |
| | 一律の単価引下 | | | Aは、自社の住宅販売部門が販売する住宅の設計図の作成を委託しているBに対し、従来の単価から一律に一定率で単価を引き下げることにより、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。 | Aは、広告物の取付けを委託しているBに対し、従来の単価から一律に一定率で単価を引き下げることにより、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。 |
| | 納品後の代金決定 | Aは、下請代金の額を定めずに部品を発注し、納品された後にBと協議することなく、通常の対価相当と認められるBの見積価格を大幅に下回る単価で下請代金の額を定めた。 | | | |
| | 短納期発注 | Aは、自社の顧客からの納期の短縮要請により、部品の製造を委託しているBに対し、見積りをさせた時点よりも納期を短縮したにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、当初の見積価格により通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。 | | | |
| 購 入 ・ 利 用 強 制 | 購入強制 | | | AはBに機器管理プログラムの作成等を委託。Bが必要としないにもかかわらず、Bに対し、委託内容とは関係のないAの製品である暗号化プログラムの購入を要請し、購入させた。 | Aは、冠婚葬祭式の施行に係る司会進行、美容着付け、音響操作等の実施を委託しているBに対して、委託内容と直接関係ないにもかかわらず、Aの支配人又は発注担当者から、おせち料理、ディナーショーチケット等の物品の購入を要請し、あらかじめBの従業員又は冠婚葬祭式場等ごとに定めていた販売目標数量に達していない場合には再度要請するなどして、購入させた。 |
| | 利用強制 | | | | Aは、自社に出資している保険会社が扱っている船舶保険への加入を船舶貸渡契約を結んでいるBに対して要請し、Bは既に別の保険会社の船舶保険に加入しているため、断りたい事情にあるにもかかわらず、度々要請し、BにAの薦める保険に加入させた。 |

【下請法 違反行為事例】(「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」より)

A:親事業者
B:下請事業者

| | | 製造委託 | 修理委託 | 情報成果物作成委託 | 役務提供委託 |
|----------------------------|--------------|--|--|--|---|
| 不当な 経済上の 利益の 提供要請 | 協賛金 | Aは、繊維製品の製造を委託しているBに対し、購買担当者を通じてAが発行する製品カタログ製作のための協賛金を提供させた。 | | | |
| | 展示用 商品・労務 | AはBにインテリア製品の製造を委託。 Aのショールームに展示するため、Bに対し、展示用のインテリア製品を無償で提供させた。 | | | Aは、貨物運送を委託しているBに対し、Bに委託した取引とは関係のない貨物の積み下ろし作業をさせた。 |
| | 無償譲渡 ・保管 | AはBに自動車用部品の製造を委託。 Aは所有する金型、木型等の型・治具をBに貸与しているところ、当該自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型、木型等の型・治具を保管させた。 | | Aは、テレビ番組の制作を委託しているBとの契約により、Bに発生した番組の知的財産権を譲渡させていたところ、それに加えて、番組で使用しなかった映像素材の知的財産権を無償で譲渡させた。 | |
| 不当な 変更・やり直し | 設計変更等 | AはBに部品の製造を委託。 当初の発注から設計・仕様を変更したことにより、Bにその変更への対応や当初の納期に間に合わせるための人件費増加等が生じたにもかかわらず、その費用を負担しなかった。 | | | |
| | 取引先 の都合 | | AはBに自動車の修理を委託。 顧客から修理の依頼を取り消されたため、それまでにBが要した費用を負担することなく、発注を取り消した。 | | |
| | 不明確な 指示 | | | | Aは、ダイレクトメールの封入等を委託するに当たり、Bに十分な説明をしないまま作業を行わせ、後日、Aの都合で作業のやり直しをさせたにもかかわらず、変更に必要な費用を負担しなかった。 |

【取扱事例(建設工事)】



| [相手方の主張] | [依頼者の主張] |
|------------------------------------|---|
| 見積書の作成・提示前に、依頼者との間で下請代金の合意が成立していた。 | 着工後に相手方が見積書・発注書を作成・提示するなどして、下請代金を決定していた。 → 請負契約に関する書面作成・交付義務違反 → 不当に低い請負代金の禁止違反 |
| 依頼者は協力会に入会し、協力会費等の控除を了承していた。 | 協力会の説明を受けたことも、会則を見たこともない。 協力会費等の控除についても説明を受けていない。 |